

令和8年4月より
スタート!

中札内村こども誰でも通園制度 利用開始のお知らせ



こども誰でも通園制度は、保育所等に在籍していない場合は保護者の就労要件を問わず誰でも利用できます。

①

こども誰でも通園制度とは?

- 保育所等に通っていないお子様が対象です。
- 月10時間まで利用でき、集団生活を通じて子どもの成長や社会性を促す制度です。
- 保護者を対象にした子育て支援を行います。

②

どんなことができるの?

- 集団生活や保育園の活動を子どもが体験することで、成長や発達に刺激をもらうことができます。
- 子どもの発達など不安がある場合に、経験豊富な保育士へ相談することができます。

③

「一時保育」との違いって?

- 一時保育には、就労や通院など保護者の理由が必要ですが、誰でも通園制度では保護者のニーズにかかわらずご利用いただけます。
- 1か月あたりの利用日数や利用料が異なります。

①②とも該当する子どもが対象です。

①0歳6か月～満3歳未満 ②保育所・認定こども園等に在籍していないこと。

※保護者の就労要件は問いません。※3歳の誕生日の前々日まで利用可能。※村外市町村の利用も可能。

利用可能時間



子ども1人につき 月10時間まで

利用料金

1時間 300円

次の世帯に該当する場合は、
利用料金の減免があります。

- ・生活保護世帯 ・村民税非課税世帯
- ・村民税所得割の合計額が
77,101円未満である世帯

実施施設等について

【実施施設】中札内村子育て支援センター

【実施日時】毎週木曜日 8:30~11:30

※土日祝、年末年始(12/29~1/3)、きらきら保育園の夏休み(8/13~16)は除く

【利用定員】1日3名



利用の流れ

【利用申請】

利用申請書を保健センターへ提出してください。

申請いただいたメールアドレス宛に総合支援システムの「利用者アカウント発行のお知らせ」メールが届きます。

メール記載のとおりログイン後にパスワード変更を行ってください。

右のQRコードからログインし、利用を開始してください。



ログインは
こちらから

【事前面談】

総合支援システムから中札内村の施設を選択し、初回面談の予約をしてください。

後日、子育て支援センターより、お電話にて日程調整のご連絡があります。

子育て支援センターで面談を受けてください。（利用するお子さんも同席）

【利用予約】

利用希望日の**前月1日～20日まで**に子育て支援センターへ**電話予約**してください。

※総合支援システムでの利用予約は使用しないでください。

【利 用】

子育て支援センターに掲示している2次元コードを読み取り、登降園の登録をしてください。

利用申請受付

令和8年3月18日（水）～

※**令和8年4月分の利用を希望される方**については、**3月24日（火）までに**

ご希望の利用日時を子育て支援センターへご連絡ください。

5月分以降の利用については、利用申請後に上記手順のとおり予約してください。



◆ご利用にあたっての注意事項◆

- ・利用日の7日前までのキャンセルは、総合支援システムにより行ってください。それ以降の連絡は施設へ連絡してください。
- ・施設における面談において、集団保育が著しく困難であると判断された場合は、利用いただけないことがあります。
- ・総合支援システムの操作方法でご不明な点がございましたら、システム内にございます『お問い合わせ窓口』へご連絡ください。

利 用 申 請 先

福祉課健康・こどもグループ（保健センター）

0155（67）2321

利 用 に 関 す る お 問 い 合 わ せ

中札内村子育て支援センター（きらきら保育園内）

0155（67）2397